令和７年４月１日から
令和８年３月31日の
期間中の転入者用

移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

次のフローチャートにあてはまる場合は、

移住支援金

・２人以上の世帯 **100** 万円
（18歳未満の子ども１人あたり30万円加算）
・単身世帯 **60** 万円

の支給対象になる可能性がありますので、企画戦略課までご相談ください。

※申請が当初の予算額に達した場合は、原則受け付けできません。

本町へ転入する直前に、１年以上
東京２３区内に住んでいた。

Yes →
No ⇢

本町へ転入する直前に、１年以上東京圏内（※１）に
在住し、東京２３区内に通勤していた。

（※１）埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県【一部対象外地域（条件不利地域）あり。】

過去１０年間のうち通算５年以上、
「東京２３区内に在住」または「東京圏内に在住しながら
東京２３区内に通勤（※2）」していた。

（※２）一定の要件に該当する場合、東京２３区の大学等への通学期間も通算年数に含めることが可能。

下記①～⑤のいずれかの
要件に該当する。

対象外

申請の日から５年以上
本町に住む意志がある。

★注意事項★
支援金の支給対象となった際、支給日から次の期間内に本町から転出（または要件を満たす職を辞）した場合、支援金を返還していただくことになるため、ご注意ください。
- 申請の日から３年未満の期間内に本町から転出･･･全額を返還
- 申請の日から３年以上５年以内に本町から転出･･･半額を返還
- 申請日から１年以内に要件を満たす職（一般、専門人材及び地域の担い手として就業した職）を辞した場合･･･全額を返還

①就業（一般）
就業先が、群馬県または他の都道府県のマッチングサイトに掲載されている企業である。

②就業（専門人材）
内閣地方創生推進室が実施する「プロフェッショナル人材事業（※３）」または「先導的マッチング事業（※４）」を利用して就業する。

③テレワーク
所属先企業等からの命令ではなく、自らの意思で本町へ転入し、移住元での業務を引き続き行っている。

④起業
群馬県が実施する起業支援金事業に係る起業支援金の交付決定を１年以内に受けている。

⑤関係人口
- ４９歳以下で転入に伴い町内に住宅を取得している
- ５年以上町内に在住したことがある、または直近５年のうち３年以上本町へふるさと納税を行っている。
- 上記の条件を満たしたうえで、農林水産業又は家業等に就業もしくは自治会等が実施する地域づくり活動に恒常的に参加する意向があること

（※３）プロフェッショナル人材事業・・・　各道府県にプロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、地域企業が攻めの経営（新業業や新販路の開拓など）を行うために民間人材ビジネス事業者等を通じてプロフェッショナル人材のマッチングを行う事業

（※４）先導的マッチング事業・・・・　日常的に地域企業と関わる地域金融機関等が、企業の人材ニーズを調査・分析し、関連業者との連携なども活用しながらハイレベルな経営人材等のマッチングを行う事業

- 移住支援金の詳細は町 HP でご案内しております。
（https://www.town.oizumi.gunma.jp/s005/gyosei/010/010/060/20200817181902.html）
- 申請は転入後１年以内に行う必要があります。

移住支援金に関するお問合せ先
電話：0276-63-3111
E-mail：kikaku@town.oizumi.gunma.jp